

徳島県告示第七百三十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一    指定の種別

第一種森林管理重点地域

二    指定の区域

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二の一部、三八の五、三八の六及び三八の八から三八の一〇まで